

令和5年度第1回印西市いじめ問題対策連絡協議会

日時：令和5年7月31日（月）

午後2時～午後3時30分

場所：印西市役所 3階 大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 委員・出席者紹介
- 4 印西市いじめ問題対策連絡協議会について
- 5 議 題
 - (1) 本市におけるいじめ問題への取組について
 - (2) 本市におけるいじめ問題の状況について
 - (3) 各機関・団体より
- 6 諸連絡
- 7 閉 会

印西市いじめ問題対策連絡協議会

(令和5年度)

委員名	資格、職等
大木 弘 (おおき ひろし)	教育長
花屋 哲郎 (はなや てつろう)	大学教授
篠澤 和貴 (しのざわ かずき)	印西警察署生活安全課長
上條 眞由美 (かみじょう まゆみ)	佐倉人権擁護委員協議会第三部会会長
高橋 佐和子 (たかはし さわこ)	中央児童相談所
松尾 一絵 (まつお いちえ)	千葉県警察北総地区少年センター
加藤 啓輔 (かとう けいすけ)	PTA 連絡協議会会長
伴 火穂 (ばん かほ)	スクールソーシャルワーカー
弘海 由香 (ひろうみ ゆか)	学校訪問相談員
岡田 光靖 (おかだ こうせい)	印西市立牧の原小学校長
磯 昌稔 (いそ まさとし)	印西市立印旛中学校長
牧田 江美 (まきた えみ)	印西市立滝野中学校養護教諭
金森 紀美子 (かなもり きみこ)	印西市役所子育て支援課長
野田 幸一 (のだ こういち)	スクールアドバイザー
増田 洋子 (ますだ ひろこ)	スクールアドバイザー

条例により設置される3つの組織

教育委員会

(1) 印西市いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項について協議するとともに、当該機関及び団体相互の連携調整を図る。

(年1回)

【構成員】 学識経験のある者 学校教育の関係者 関係行政機関の職員
関係団体の推薦を受けた者
その他教育委員会が必要と認める者 (15人以内)

(2) 印西市いじめ防止対策委員会

次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

- ① いじめの防止等のための対策に関すること。
- ② 法第28条第1項に規定する重大事態に関すること。

(年1回 + 事案発生時に実施) 【教育委員会の附属機関】

【構成員】 学識経験者その他教育委員会が適当と認める者(5人以内)

市長部局

(3) 印西市いじめ問題再調査委員会

法第28条第1項の規定による調査の結果について、市長の諮問に応じ調査審議する。

(事案が発生した場合のみ実施) 【市長の附属機関】

【構成員】 学識経験のある者その他市長が適当と認める者(5人以内)

印西市におけるいじめ問題への取組

- 1 基本方針の策定
 - ・印西市いじめ防止基本方針 平成27年3月（令和5年3月最終改訂）
 - 2 いじめ対応組織の設置
 - ・印西市いじめ問題対策連絡協議会
 - ・印西市いじめ防止対策委員会
 - ・印西市いじめ問題再調査会
 - 3 相談窓口の設置
 - ・子ども相談室（教育センター）※電話、対面、訪問による悩み相談
 - 4 その他
 - ・印西市いじめ防止対策会議（毎月1回以上）
 - ・長欠・生徒指導及び特別支援教育巡回相談（全小中学校 年間2回以上訪問）
 - ・SOSの出し方教育の推進（令和3年度より全小中学校実施）
 - ・SNSネットリテラシー講座（教育センター 各学校からの要請に応じて）
 - ・人権教育（各学校からの要請に応じて）
 - ・防犯教室（各学校からの要請に応じて）
 - ・情報モラル教育研修への講師派遣事業（県教委主催）
 - ・「なくそういじめ、増やそう街に、みんなの笑顔と笑い声」ポスター全小中学校配付
 - ・「みんなの力でなくそう『いじめ』しない させない 見のがさない」リーフレット全小中学校配付
 - ・教育相談「一人で悩まないで！！」ポスターとA4用紙 全小中学校配付（隔年）
 - ・「ひとりでなやまないで！」カード 全小中学生配付
- 【各学校における取組】
- ・学校いじめ対策組織の設置
 - ・学校いじめ防止基本方針の作成及び点検
 - ・教育相談体制の充実
 - ・SOSの出し方教育の実施
 - ・いじめアンケートの実施
 - ・情報モラル教育の実施
 - ・学校だより等による啓発
 - ・各種相談窓口の紹介
 - ・教職員研修の実施

印西市におけるいじめ問題の状況

1. いじめの定義について

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

2. いじめの認知件数について

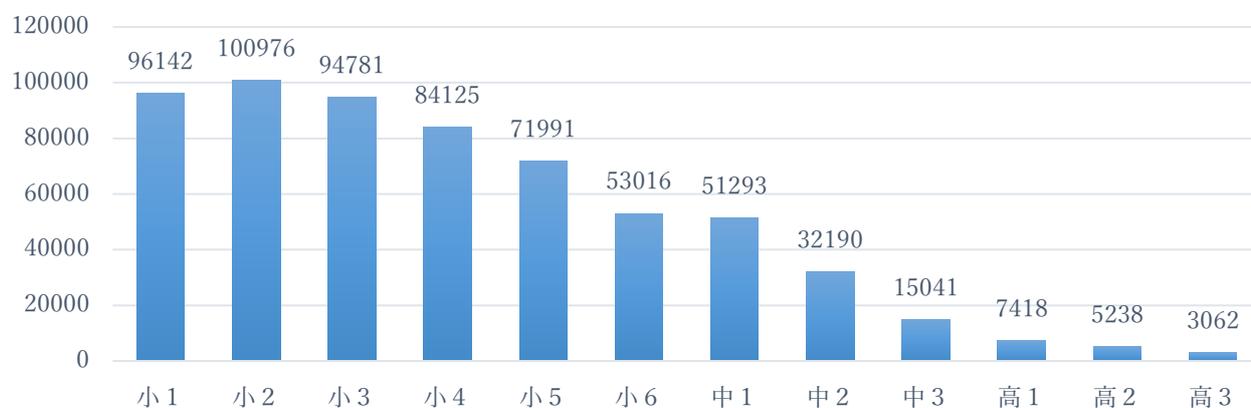
(1) 認知件数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (1学期)
市内小学校(件)	1038	811	816	996	561
市内中学校(件)	111	162	166	157	47
市内小・中学校合計(件)	1149	973	982	1153	608
児童・生徒数(人)	9350	9667	10061	10400	10703

認知件数とは、年度内において、いじめの定義に該当するいじめを受けたことが認知された児童生徒ごとに1件として数えたもので、この際、同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けても1件として扱うもの。

(2) 学年別認知件数

国公立 令和3年度学年別いじめの認知件数のグラフ



印西市 令和4年度学年別いじめの認知件数のグラフ



3. いじめの態様について（令和5年度1学期）

複数回答可：(件)

	小学校	中学校	合 計
○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	304	30	334
○仲間はずれ、集団による無視をされる。	66	6	72
○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	135	9	144
○ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	19	0	19
○金品をたかられる。	3	0	3
○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	14	2	16
○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	53	8	61
○パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	5	6	11
合 計	1160	108	1268

4. 各学校におけるいじめ対応の課題について（令和5年度1学期）

複数回答可：(学校数)

	小学校 (18校中)	中学校 (9校中)	合 計 (27校中)
○児童生徒が通報をためらうこと	8	3	11
○いじめ防止のための組織の開催に関すること	4	0	4
○いじめかどうかの判断	10	1	11
○いじめの重大事態かどうかの判断	4	2	6
○事実確認（聞き取り）に関すること	6	1	7
○いじめを受けた児童生徒のケア	10	3	13
○いじめを行った児童生徒の指導	8	5	13
○保護者への対応	10	6	16
○観衆、傍観者への指導	9	3	12
○関係機関との連携	2	5	7